破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２６３号
茨城県稲敷郡美浦村大字興津781番地１
破産者　岩城　博俊
１　決定年月日　平成23年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６５２号
札幌市白石区南郷通２丁目南９番７―802号
破産者　鈴木　　孝
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０７号
釧路市春採５丁目10番７号
破産者　中條　聖美
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５７２号
岩手県北上市町分３地割149番地５
破産者　遠藤　俊二
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３７号
仙台市太白区長町南３丁目９番16号　トゥインクル・アイＢ102
破産者　目黒　芳則
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３６号
仙台市宮城野区幸町５丁目８番25―201号
破産者　菅野　　晋
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９１号
仙台市泉区泉中央２丁目15番地の３　シュアヒルズⅡ―301
破産者　五日市和惠
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
福島県喜多方市山都町小舟寺字舟山丙621番地
破産者　齋藤　憲治
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
福島県会津若松市門田町大字中野字屋敷108番地の２
破産者　齋藤美奈子
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
茨城県鉾田市当間2424番地11出口土子アパート
破産者　大川　隆弘
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４５５号
茨城県小美玉市川戸988番地19
破産者　比気　喜貴
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１５７号
茨城県日立市滑川町２丁目25番１―202号
破産者　小原　政彦
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２１９号
茨城県稲敷郡美浦村大字花見塚654番地９
破産者　山本　　陽
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２９号
神奈川県横浜市栄区元大橋１―16―８　コモンヴィレッジ港南台Ｖ101号、住民票上の住所群馬県高崎市井野町884番地１
破産者　徳光　良則
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２９３号
群馬県高崎市飯塚町1071番地２　井田貸家２
破産者　関根　静男
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第７７５号
埼玉県ふじみ野市大井２丁目３番７号　ラ・プランタンⅡ110
破産者　中野　　收
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７７６号
埼玉県ふじみ野市大井２丁目３番７号　ラ・プランタンⅡ110
破産者　中野左知子
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８２７号
埼玉県入間市大字下藤沢595番地１　県住２―305、前住所埼玉県所沢市花園１丁目2417番地の２　トランヴェール116
破産者　望月　朋美
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３０３５号
横浜市港北区日吉本町２丁目49番16―302号
破産者　下田　敦子
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部